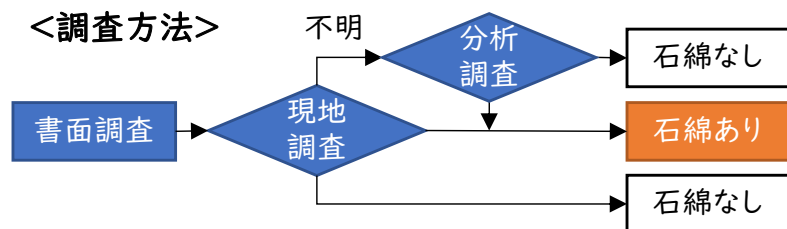


# 建築物・工作物の解体・改造・補修工事では 石綿(アスベスト)の事前調査、 調査結果の報告・掲示 等が必要です

## ◎事前調査の実施

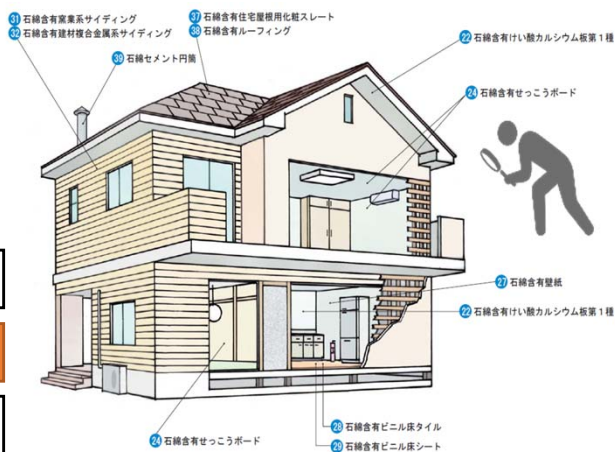
建築物・工作物を解体等しようとする際には、石綿含有建材が使用されているかどうかを調査しなければなりません。

<調査方法>



\*書面調査・目視調査は、知識を有する者が行ってください。(R5.10.1～義務化)

出典:「目で見えるアスベスト建材(第2版)」国土交通省



## ◎事前調査結果の報告

右表に掲げる工事の場合、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより報告する必要があります。



<報告対象となる工事の規模>

建築物	解体工事	床面積80m <sup>2</sup> 以上
	改修工事	請負金額 100万円以上
工作物*	解体工事	
	改修工事	

\*工作物については、環境大臣が定めるものに限る

## ◎事前調査結果等の掲示

工事の期間中、誰にでも見やすい場所に事前調査結果・作業の内容を掲示する必要があります。

\*「石綿なし」の工事であっても、必ず掲示が必要



建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
調査の方法	書面調査・現地目視調査
事前調査の結果	石綿含有成形板等(みなし)
.....	●●●●
××××××××	△△△△△△
元請業者	(株)〇〇建設

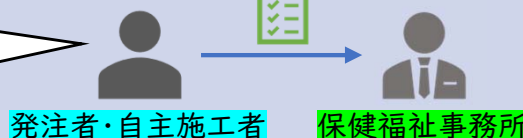
掲示サイズは、A3(横420mm、縦297mm)以上

事前調査の結果、『石綿あり』のときは、次のことに注意して下さい

✓ 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出

作業開始の  
14日前までに届出

届出者は、石綿含有建材(レベル1、2に限る。)の解体等工事の発注者・自主施工者

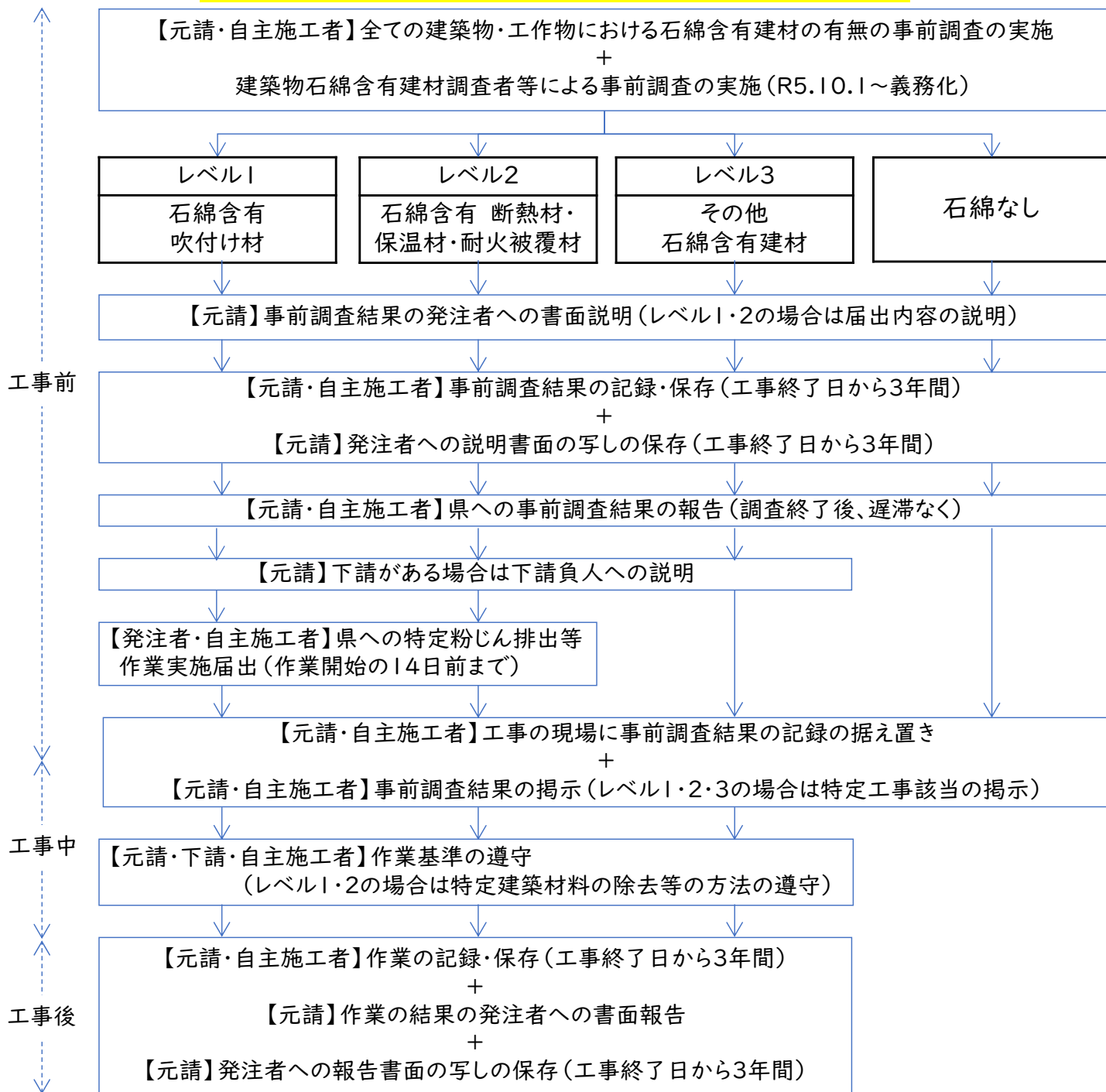


✓ 解体等工事における作業基準、除去等の方法(レベル1、2に限る。)の遵守

※ 労働安全衛生法・石綿障害予防規則においても、同様の規制があります。

# 建築物・工作物の解体・改造・補修工事における大気汚染防止法の規制概要

大気汚染防止法が改正され、令和3年度から規制が強化されています

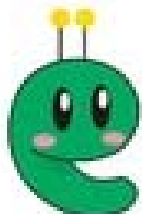


詳しくは佐賀県・環境省のウェブサイトをご覧ください

佐賀県ウェブサイト  
(県手引掲載)



環境省ウェブサイト  
(マニュアル掲載)



佐賀県の環境キャラクター  
「ピコピコ」

佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0942-83-6820
唐津保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所 環境保全課	☎ 0954-23-3506
佐賀県 環境課 大気・水質担当	☎ 0952-25-7774